

京都市教育委員会教育長告示第6号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センターの開所時間を臨時に変更し、並びに同センターの情報資料室及び教材開発室(カリキュラム開発支援センター)を臨時に休所します。

平成24年7月6日

京都市教育委員会
教育長 生田義久

1 京都市総合教育センターの開所時間を変更する期間及び変更後の開所時間

開所時間を変更する期間	変更後の開所時間
平成24年8月13日(月)から同月17日(金)まで	午前9時から午後5時30分まで

2 情報資料室及び教材開発室(カリキュラム開発支援センター)を臨時に休所する日

臨時に休所する日	平成24年7月28日(土)、8月4日(土)、同月11日(土)、同月18日(土)及び平成25年3月30日(土)
----------	--------------------------------------------------------

(総合教育センター研修課)